

各 省 各 庁 の 長

各特定独立行政法人の長

人事院指令一四一一

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について

1 当分の間、各省各庁の長及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により次の各号のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、公務の運営に支障のない範囲内において、勤務しないことを承認することができる。

一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

この指令は、平成二十三年三月十五日から施行する。
平成二十三年三月十五日

人事院総裁
江利川

毅